

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全

(1) 事業目的

森林は、水源かん養※1や土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、再生産が可能な資源である木材の生産機能や森林の二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

(2) 取組状況

県では森林関連施策や森林整備の基準・目標等を示す地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り※2、間伐※3などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林作業道などの路網整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

特に重要な役割を果たしている森林については、保安林※4に指定し、その機能が失われないように開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。また、森林病虫害被害については、被害木の駆除や樹種転換により森林機能の回復を目指した森林の再生を行っています。

※1. 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のこと。また、水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っています。

※2. 下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

※3. 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

※4. 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
森林整備課	0852-22-6544